

都民による事業提案制度実施要綱

決 定 平成 29 年 9 月 28 日 29 財主財第 123 号

最終改正 令和 7 年 4 月 4 日 7 財主財第 9 号

1 実施目的

東京都（以下「都」という。）は、予算編成過程に都民一人ひとりの声を直接反映させることで、従来の発想に捉われない新たな視点から都政の喫緊の課題を解決することを目的として、都民による事業提案制度（以下「本制度」という。）を実施する。

2 対象事業

(1) 対象事業の要件

次のア及びイに掲げる全ての要件を満たすものを対象とする。

ア 1 事業につき 2 億円以内のもの

イ 原則として単年度事業であるもの

(2) 対象事業から除外するもの

次のアからケまでのいずれかに該当すると認められるものは、対象事業から除外する。

ア 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

イ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

ウ 現金給付及びそれに類するもの、又は施設整備を目的とするもの

エ 公序良俗に反するもの

オ 3 で定める提案者の要件を満たさない者が提案したもの

カ 4 で定める提案方法によらずに提案されたもの

キ 都の施策として既に存在していると認められるもの

ク 事業実施が不可能なもの

ケ その他、対象事業としてふさわしくないもの

3 提案者

(1) 提案者となることができる者

次のアからウまでのいずれかに該当する者を対象とする。なお、単独でもグループでも提案者となることができる。

- ア 提案日の属する年度の4月1日時点で満15歳以上であり、提案日時点で都の区域内に住所を有する者
- イ 提案日の属する年度の4月1日時点で満15歳以上であり、提案日時点で都内へ通勤・通学している者
- ウ 提案日時点で都内に活動拠点を有する法人その他の団体

(2) 提案者から除外する者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、提案者となることができない。

- ア 東京都職員
- イ 東京都政策連携団体(東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成31年3月19日付30総行革監第91号。以下「政策連携団体要綱」という。)第2-1の規定により定義される団体)職員
- ウ 事業協力団体(政策連携団体要綱第2-2の規定により定義される団体)のうち東京都政策連携団体を除く団体の職員
- エ 東京都議会議員
- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団をいう。)関係者

4 提案方法

提案者は、別に定める募集期間中に、専用応募フォームへ入力・送信することにより、又は別紙「都民による事業提案制度提案様式」に必要な事項を記載した上で都が指定した宛先へ送付することにより、事業提案を行う。

5 選定方法等

(1) 選定方法

- ア 都において提案内容を審査し、投票対象事業を決定する。
- イ 投票対象事業について都民による投票を行い、その結果を踏まえ、予算案に計上する事業案を知事が決定する。

(2) 提案の取扱い

事業内容は、提案の趣旨を踏まえた上で都が修正・変更を行う場合がある。なお、提案内容の審査結果や選定経過などに対する個別の回答は行わない。

(3) 審査の着目点

提案内容の審査は、次のアからオまでの項目に着目して実施する。

ア 課題設定・解決策の妥当性

- ・課題設定が明確であり、かつ、その解決策としてふさわしいものであるか
- ・地域に密着した課題の解決を図るものであり、かつ、広域的に効果が波及するものであるか

イ 事業の効果

- ・提案事業を行うことで、都民に対して大きな効果が見込まれるか

ウ 新たな発想の活用

- ・既存事業にはない新たな視点を有するものであるか

エ 事業費の適正性

- ・想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか

オ 事業の公共性

- ・行政が行うべき公共性を有したものであるか

6 投票

(1) 投票者の要件

投票日の属する年度の4月1日時点で満15歳以上であり、投票日時点で都の区域内に住所を有する者

(2) 投票者から除外する者

3(2)に掲げる者

(3) 投票回数

都民一人当たり一回までとし、投票は取消不可とする。投票者は投票した事業について意見を付すことができる。

(4) 提案者であることの公表及び投票の呼びかけ

ア 提案者は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案者であることを公表することはできない。

イ 投票対象事業の提案者は、投票者に対し、自らが提案した事業に投票するよう呼びかけることはできない。

7 結果の公表

実施する事業案は、予算案の発表時に知事が公表する。

8 議会の議決

事業案は、東京都議会における議決をもって確定する。

9 違反行為に対する措置

この要綱その他関係法令等の規定及びこの要綱の趣旨に反する行為があった場合、都は、事業の実施を見合わせるなど、必要な措置を講じることができる。

10 権利の帰属

本制度において提案されたものに係る権利は、全て都に帰属するものとする。

なお、提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権については、権利者に引き続き帰属する。

11 個人情報の取扱い

都は、本制度により取得及び保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他所要の規程に基づき、適切に処理する。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月4日から施行する。